

山口県報

平成29年
12月19日
(火曜日)

目 次

○条例	
国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例	一
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	四
自動車保有関係手続に係るワンストップサービスの導入に伴う関係条例の整備に関する条例	六
山口県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	八
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	九
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	一五
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	二一
山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	二一
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	二二

国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県条例第三十二号

国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

目次

第一章 総則（第一条）	
第二章 国民健康保険給付費等交付金（第二条・第三条）	
第三章 国民健康保険事業費納付金（第四条―第十七条）	
第四章 雑則（第十八条）	

山口県知事 村岡 嗣 政

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項の規定による国民健康保険給付費等交付金の交付及び法第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

第二章 国民健康保険給付費等交付金

(普通交付金の額)

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第六条第二項の規定により交付する普通交付金の額は、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びにこれらの費用の審査及び支払に関する事務の委託に係る費用の額に相当する額とする。

(特別交付金の額)

第三条 政令第六条第三項の規定により交付する特別交付金の額は、当該年度における同条第六項各号に掲げる額の合算額に相当する額とする。

2 法第七十二条の二第一項の規定による繰入金のうち、前項の特別交付金に充てる額は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して知事が別に定めるところにより算定する。

第三章 国民健康保険事業費納付金

(医療費指数反映係数)

第四条 政令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数は、一を基準とする。

(年齢調整後医療費指数)

第五条 政令第九条第四項の条例で定める値は、同項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第六条 政令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数は、同条第五項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(一般納付金所得等割合)

第七条 政令第九条第六項の条例で定める数は、同項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第八条 政令第九条第七項の条例で定める数は、同項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第九条 政令第九条第七項第二号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、〇・七を基準とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十条 政令第十条第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、同条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十一条 政令第十条第四項の条例で定める数は、同項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十二条 政令第十条第五項の条例で定める数は、同項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第十三条 政令第十条第五項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、〇・七を基準とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十四条 政令第十一条第一項第二号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、同条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十五条 政令第十一条第四項の条例で定める数は、同項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十六条 政令第十一条第五項の条例で定める数は、同項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第十七条 政令第十一条第五項第二号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、〇・七を基準とする。

第四章 雑則

(その他)

第十八条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(退職被保険者等の経過措置に係る特例)

2 政令附則第四条第一項に規定する場合における第四条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令」とする。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山口県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第一条 山口県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第十七条第一項、第二十二條第一項及び第二十三條の規定に基づき、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項の財政安定化基金として設置された山口県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第二条及び第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算」に改める。

第五条を次のように改める。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

第六条中「の運営」を削り、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(基金事業交付金の交付の要件)

第六条 政令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 相当多数の被保険者が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他の地域の産業に重大な影響を及ぼす事態が生じたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに類する事情であつて、相当多数の被保険者の生活に重大な影響を及ぼすもの

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第七条 財政安定化基金拠出金は、政令第二十二條第二項に規定する基金事業交付金の交付を受けた市町から、その交付を受けた額に応じて徴収する。

(山口県国民健康保険運営協議会条例の一部改正)

第二条 山口県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する協議会として設置された山口県国民健康

保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「（委員）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「委員の」を「協議会の委員の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

（山口県国民健康保険調整交付金交付条例の廃止）

第三条 山口県国民健康保険調整交付金交付条例（平成十七年山口県条例第九十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

自動車保有関係手続に係るワンストップサービスの導入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十四号

自動車保有関係手続に係るワンストップサービスの導入に伴う関係条例の整備に関する条例

（山口県税賦課徴収条例の一部改正）

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第四項中「当該申告書」の下に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出されたものを除く。）」を加える。

第八十六条の三の次に次の一条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第八十六条の四 知事は、自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項又は第二

項の規定による申告書の提出を行う場合には、第八十六条の二第二項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第二条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「知事が」を削り、「第百五十四条第三項ただし書」を「第百五十四条第二項に規定するその性質上納入の通知を必要としないもの又は知事が同条第三項ただし書」に改める。

(山口県収入証紙条例の一部改正)

第三条 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「ただし、」の下に「当該歳入が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる申請等に係るものであるとき、他の条例に別段の定めがあるときその他」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第七十六条第四項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例第八十六条の四の規定は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十八年山口県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、目次の改正規定中「第八十九条の二十」を「第八十九条の二十一」に改め、第十七条の改正規定中「第八十九条の十七」を「第八十九条の十八」に改め、第八十九条第三項の改正規定中「第八十九条の二十第一項」を「第八十九条の二十一第一項」に改め、第二章第八節のうち同条を第八十九条の二十とする改正規定中「第八十九条の二十一」を「第八十九条の二十一」に改め、第八十八条を改め、同条を第八十九条の十九とする改正規定中「第八十九条の十九」を「第八十九条の二十」に改め、第八十七条の三の見出しを改め、同条を第八十九条の十八とする改正規定中「第八十九条の十八」を「第八十九条の十九」に改め、第八十七条を改め、同条に一項を加え、同条を第八十九条の十七とする改正規定中「第八十九条の十七」を「第八十九条の十八」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第八十六条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第八十六条の二第二項」を「第八十九条の十五第二項」に改め、同条を第八十九条の十七とする。

第二条のうち、第八十六条の三第二項の改正規定中「次条」を「第八十九条の十八」に改め、第八十六条の二第三項の改正規定中「第八十九条の十七」を「第八十九条の十八」に改め、第八十二条の二を第八十四条とし、同条の次に十三条を加える改正規定中第八十九条第一項第二号に係る部分中「第八十九条の十七第一項及び第二項」を「第八十九条の十八第一項及び第二項」に改め、当該改正規定中第八十九条の三第四項に係る部分中「当該申告書」の下に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出されたものを除く。）」を加え、附則第九条の五第一項の改正規定中「第八十九条の二十第二項」を「第八十九条の二十一第二項」に改め、同項の表第八十九条第二項第一号の項の改正規定中「第八十九条の二十第二項第一号」を「第八十九条の二十一第二項第一号」に改め、同表第八十九条第二項第二号の項の改正規定中「第八十九条の二十第二項第二号」を「第八十九条の二十一第二項第二号」に改め、附則第九条の五第二項の改正規定中「第八十九条の二十第一項」を「第八十九条の二十一第一項」に改める。

山口県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十五号

山口県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

山口県公立大学法人評価委員会条例（平成十七年山口県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第九条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十条第一項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げ

る」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がなるときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号、第三号又は」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの」の一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員と

なつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十条の五第一項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改める。
第十一条第二項第一号中「五万五千円」を「七万円」に改め、同項第二号イ中「四万八千円」を「五万二千五百円」に改め、同項第三号中「五万五千円」を「七万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七項の規定 公布の日

二 第十条の五第一項第一号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 規則で定める日

2 この条例(前項第二号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成二十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十三年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後

の条例」という。) 第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については一人につき八千五百円(職員に配偶者及び同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))がない場合にあつては、そのうち一人については一万円)、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員 とあるのは等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。)

二項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職

と、同条第

員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる

子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、改正後の条例第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八級以上職員等が行八級以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「が行八級職員等」とあるのは「が行八級以上職員等」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十七号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、その職務の等級が一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級九級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員(以下「行九級相当学校職員」という。)に対しては、支給しない。

第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員(以下「行八級相当学校職員」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円とする。

第十一条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十二条第一項中「がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに該当する」を「(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。))」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行九級相当学校

職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)を加え、同項第二号中「前条第二項第二号、第三号又は」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日、学校職員に扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は学校職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級相当学校職員が行九級相当学校職員

以外の学校職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行九級相当学校職員以外のものが行九級相当学校職員となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外のものが行八級相当学校職員となつた場合

七 学校職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合第十三条第二項第一号中「五万五千円」を「七万円」に改め、同項第二号イ中「四万八千円」を「五万二千五百円」に改め、同項第三号中「五万五千円」を「七万円」に改める。

第十四条第三項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）」を「職員給与条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。
（平成三十三年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（学校職員に配偶者及び同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、扶養親族たる父母等に

ついては一人につき六千五百円（学校職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」と、同条第

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある学校職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）」

二項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている学校職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、

これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族た

る配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十一条第一項ただし書並びに第十二条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「等級八級」とあるのは「等級八级以上」と、「行八級相当学校職員」とあるのは「行八级以上相当学校職員」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員が行八級以上相当学校職員」と、同項第六号中「行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「が行八級相当学校職員」とあるのは「が行八級以上相当学校職員」とする。

(人事委員会への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十八号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第三号中「四千二百五十円」を「五千円」に改め、同項第四号中「三千円」を「三千六百元」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（条例で指定する法定外目的税としての指定）

第十九条 産業廃棄物税は、次に掲げる規定に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

- 一 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この条において「施行令」という。）第六条の十七第二項第九号
- 二 施行令第六条の二十二の四第六号
- 三 施行令第六条の二十二の九第四号

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「承認企業立地計画に従つて特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「同意集積区域内に設置した事業者」を「促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者」に改める。

第二条第四号から第六号までを次のように改める。

四 承認地域経済牽引事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域未来投資促進法」という。）第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。

五 促進区域 地域未来投資促進法第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。

六 承認地域経済牽引事業者 地域未来投資促進法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者をいう。

第五条第三号中「同意集積区域内」を「促進区域内」に、「企業立地促進法第五条第五項」を「地域未来投資促進法第四条第六項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「承認企業立地計画に従つて特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」に、「第三条各号」を「第二条各号」に改め、

「(同令第四条各号に掲げる業種に属する事業の用に供するものに限る。)」を削り、「第五条第一号」を「第三条第一号」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第三号の規定は、平成二十九年九月二十九日から適用する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「改正前の企業立地促進法」という。)第五条第五項の規定による同意の日から起算して五年内に改正前の企業立地促進法第九条第一項に規定する同意集積区域内において、平成二十九年七月三十日以前に改正前の企業立地促進法第十四条第三項の規定による承認を受けた企業立地計画に従って改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第五条第三号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 平成二十九年九月二十九日以後に改正後の条例第五条第三号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該施設の建設に着手したものに対する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年山口県条例第四十号)の施行の日から一月以内に」とする。

平成二十九年十二月十九日印刷

発行人所

山口県知事